

令和2年度下半期

九戸村 商工業事業者への給付

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている商工業事業者の事業継続を下支えするため、給付金の交付を実施します。

※令和2年度上半期（4月～9月）分を受給した方も別途申請可能です。

● 対象者

対象期間中のいずれかの月の売上が前年同月に比して 15%以上減少した村内の商工業事業者

● 給付額

- ・従業員数が5名未満の事業者 : 20万円
- ・従業員数が5名以上の事業者 : 35万円

※従業員数には、パートや非正規労働者も含まれますが、概ね通年で雇用している人数が対象になります。

● 対象期間

令和2年10月 から 令和3年3月 まで

● 申請期限

令和3年3月31日

● 申請窓口（問い合わせ先）

- ・役場3階 総務企画課 地域振興班 Tel: 42-2111 (内線172)
- ・九戸村商工会（まさざね館内） Tel: 42-2230

● その他

・申請に係る様式や本事業の要綱については、村ホームページ及び申請窓口
に設置しています。

(交付申請書の関係書類について)

- ・「減少を比較する月の売上が確認できる書類」とは、該当月の帳簿の写し等でも可とし、任意様式とする。
- ・「前年同月の売上が確認できる書類」とは、確定申告書や決算書の月別の売上が確認できるものとする。
- ・「従業員が5名以上いることを確認できる書類」とは、給与支払一覧表や、決算書又は収支内訳書の雇人費の内訳等、支払い人数が確認できる任意様式とする。